

北本市空き家バンク制度について

■開設について

平成30年11月22日に北本市、鴻巣市、上尾市、桶川市及び伊奈町と埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部と協定を締結し、県央地域の4市1町で連携をした空き家バンクを4月1日より開設しました。

■制度の内容

本空き家バンクでは売買や賃貸借の他に、宅地建物取引士と空き家の利活用などの相談ができる制度も設けました。

（１）空き家の活用相談（空き家の所有者）

所有している空き家の利活用や解体後の跡地の利用等について、宅建業者と無料で相談することができます。

（２）物件登録（売りたい人、貸したい人）

空き家の売却等を希望する方が、その空き家の存する市町に物件登録をして、空き家バンクのホームページに物件情報を掲載します。

（３）利用登録（買いたい人、借りたい人）

物件購入等を希望する方は利用登録をした後に空き家バンクを利用することができます。県央地域内で利用を希望する場合は、本市で手続きをすれば希望する市町の登録ができるようになっています。

■申込などの状況

○活用相談：相談 3件、申込0件

○物件登録：相談 6件、登録0件

○利用登録：相談12件、登録5件

- ・利用登録をされた方の多くは北本市以外の自治体も選択しています。また、他市町で利用登録した方が北本市も選択した件数が2件あり、4市1町で連携した空き家バンクを開設した成果がでています。
- ・しかし、物件登録がないため、利用登録いただいた5名の方は現在、物件登録があることを待っている状況です。
- ・6月広報に記事を掲載し、リーフレットを宅建協会の会員へ配布するなどの周知をしていますが、物件登録にまで至っておらず、今後の大きな課題となっています。